

## 赤い羽根共同募金

### 令和3年度 防災活動支援事業 取扱要領

#### 1. 助成対象団体について

赤い羽根共同募金 防災活動支援事業の助成対象団体は、原則、県内の高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、児童施設（保育所）を運営する法人とする。

ただし、過去に本助成を受けていない施設に限ることとする。

また、県内の社会福祉協議会、学区・地区社会福祉協議会についてもこれを対象とする。

#### 2. 助成対象事業について

助成対象事業は、次のとおりとする。

##### (1) 防災機器整備事業

防災活動に必要な次に掲げる資機材の整備とし、一連の防災・減災活動に必要と説明できる複数の資機材を組み合わせて申請することも可とする。

また、社会福祉協議会については、原則として、学区・地区社会福祉協議会のみを対象とする。

なお、学区・地区社会福祉協議会において事業を要望する場合は、整備する資機材を適正に管理する事業担当職員（他団体の職員が社会福祉協議会の業務を行っている場合も職員とみなすこととする。（例：〇〇市役所支所・公民館等）いずれも、常勤職員、嘱託職員、臨時職員を問わない。）が配置され資機材を適正に保管する場所があることを要件とする。

（助成対象資機材）

防災テント、発電機（蓄電池）、防災ずきん・ヘルメット、避難車、担架、リヤカー、車いす牽引器具、灯光器等非常時照明、放送備品（ワイヤレスマイク・アンプ、拡声器）、防災ラジオ  
その他、災害発生時に緊急的に必要な資機材

以下のものについては対象外とする。

事務用の備品（パソコン、プリンター・デジタルカメラ等）、啓発用看板・旗、AED、倉庫、備蓄用の食糧・飲料水・消耗品等

##### (2) 防災活動支援事業

社会福祉協議会、学区・地区社会福祉協議会が行う地域住民を対象とした次に例示する防災研修等を対象とする。

- ・コーディネーター養成研修・災害対策講習会
- ・災害ボランティア活動マニュアルの作成等

### 3. 助成額について

#### (1) 防災機器整備事業

助成額は対象事業費の3/4を助成するものとし、助成限度額は20万円とする。

#### (2) 防災活動支援事業

助成額は対象事業費の3/4を助成するものとし、助成限度額は50万円とする。

### 4. 事業の実施について

#### (1) 防災機器整備事業

助成対象事業は、助成決定通知日（令和3年9月予定）以降の事業着手とし、令和4年9月30日までに完了するものとする。

（助成金の請求は事業完了後とする。）

#### (2) 防災活動支援事業

助成対象事業は、助成決定通知日（令和3年9月予定）以降の事業着手とし、令和5年3月31日までに完了するものとする。

（助成金の請求は事業完了後とする。）

※助成が決定した場合は、改めて、複数の見積書を取得し、適正な事業実施を行うこととする。

滋賀県共同募金会からのお願い

共同募金は、各地域において地元の商店や企業等の皆さまから法人募金として、たくさんのご協力をいただいております。こうしたことから、見積り依頼業者は、原則として地元地域の業者を選定いただきますようお願いいたします。

### 5. 赤い羽根共同募金の明示について


赤い羽根共同募金は、その「つかいみち」について、広く理解と共感を得ることが大切であり、そのためには、その助成事業の内容を寄付者や多くの住民に知っていただく必要がある。

こうしたことを踏まえ、事業を実施するに当たっては、購入備品等には必ず「赤い羽根共同募金の助成事業」であることを明示するとともに、ホームページや会報等により広く広報することとする。

## 6. 明示について

- (1) 防災テントを整備する場合については、本会が指定する位置、サイズで下記の明示を行うこととし、その費用については見積書の提示により、助成金とは別に本会が3万円を上限とし負担する。

明示内容

『  募金をありがとう 』

- (2) その他の資機材については、本会より配布する「助成明示ステッカー」を助成物品に貼付することとする。

## 7. 申請について

- (1) 別に定める『令和3年度「防災活動支援事業」申請書』を本会事務局に提出する（郵送可）。
- (2) 申請は1団体1事業とする。
- (3) 申請書の提出期限は令和3年5月末日までに本会に必着とする。
- (4) 学区・地区社会福祉協議会が事業を申請する場合は、市町社会福祉協議会が要望をとりまとめ、調整の上申請一覧を作成し提出するものとする。

## 8. 助成金の決定について

- (1) 助成金は、配分委員会等の審議を経て本会が決定し、助成決定者に対し通知する。申請多数の場合は過去の受配状況も考慮する。
- (2) 必要に応じて、配分委員会委員によるヒアリング・現場確認の実施のほか申請者にプレゼンテーションの実施を求める場合がある。
- (3) 助成決定通知後の学区・地区社会福祉協議会に対する事務手続きや精算等については、決定した学区・地区社会福祉協議会が本会に対して直接手続きを行うこととする。

## 9. その他

本助成事業の決定を受けた者は、本会が定める「助成事業実施の手引き(事務必携)」に基づき、適正な事業の実施と手続きを行うこととする。

## 10. 問い合わせ先

社会福祉法人 滋賀県共同募金会

〒520-0044 大津市京町4丁目3番28号(滋賀県厚生会館内)

TEL 077-522-4304 FAX 077-522-4375

E-mail: info@shiga-akaihane.org

ホームページ: <http://www.shiga-akaihane.org/>